

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

休日勤務に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会の職員が、就業規則第19条に規定する休日勤務を行った場合の取り扱いについて定めたものである。

(休日勤務に関する取扱)

第2条 職員が業務の都合により休日に勤務を行った場合は、休日勤務手当、振替休日、代替休日の方法で処理を行うものとする。

(休日勤務手当)

第3条 職員が業務の都合により休日に勤務し、その時間がその休日の中で4時間以下の場合は、給与規程第12条第2項に定める休日勤務手当を支給する。

(振替休日)

第4条 職員が業務の都合により休日に勤務し、その時間がその休日の中で4時間を超える場合は、あらかじめ振替指定した日に1日の休日を与えるものとする。

2 前項の規定による振替は原則として、当該休日勤務の前後1週間以内とする。ただし、業務上やむを得ない都合により1週間以内に振替難しい場合は、当該休日勤務後4週間以内に振替休日を与えるものとする。

(代替休日)

第5条 前条の規定に関わらず、緊急やむを得ない事由等により前条の規定による振替指定を受けずに、休日に勤務し、その勤務時間がその休日の中で4時間を超える場合には、原則として、当該休日勤務後1週間以内、業務上やむを得ない場合には4週間以内に1日の代替休日を与えるものとする。

2 前項の規定により、休日に勤務を行った場合には、その勤務した全時間に対して勤務1時間につき勤務1時間あたりの給与額に100分の35(その勤務した時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の60)を乗じた金額を支給する。

(休日勤務の制限)

第6条 第4条に規定する振替休日の付与による休日勤務命令は、その職員の勤務時

間が4週間を平均し1週間の労働時間が40時間を超えない範囲でなければいけない。

2 職員には、少なくとも1週間につき1日の休日を与えなければいけない。

(本要領の準用)

第7条 本要領は、就業規則第2条第1項第1号、第2号、第3号に規定する事務職員、事業職員及び嘱託職員に準用する。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項について必要な場合は、関係法令、対馬市条例を勘案し、職員を代表する者の意見を聞いた上、会長が定める。

附 則

1 本要領は、平成22年4月1日より施行する。